

平成 30 年度

定期（工事）監査結果報告書

平成31年3月

備前市監査委員



本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会に提出するものである。

平成31年3月

備前市監査委員 大 森 浩 二  
同 星 野 和 也



## 目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨 .....	1
第2 監査の種類 .....	1
第3 監査の対象 .....	1
第4 監査の着眼点 .....	1
第5 監査の主な実施内容 .....	1
第6 監査の実施場所及び日程 .....	1
第7 監査の結果 .....	2
1 工事の概要等 .....	2
2 個別事項 .....	5
(1) 指摘事項（その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの）...	5
① 施設整備設計業務委託契約において、誤りがあつたにもかかわらず検査を合格としているなど、適正を欠いていると認められるもの	
(2) 意見（要望事項）（その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの） .....	6
① 議決を要する契約において、法令等を遵守し、かつ、適切な工事の進捗が図られるよう、事務を改善する必要があると認められるもの	
第8 意見 .....	7



## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年監査委員訓令第4号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

定期監査（工事監査）（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

幼児教育課 吉永地域幼保一体型施設整備工事  
教育振興課 伊部地区幼保一体型施設整備工事  
契約管財課 工事の変更契約事務

## 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性等

## 第5 監査の主な実施内容

証憑<sup>ひょう</sup>突合、計算突合、質問、観察、閲覧等の手法により、監査を実施した。

なお、実施に当たっては、協同組合総合技術士連合との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の協力を得て監査を行った。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

吉永認定こども園（備前市吉永町吉永中484番地1）

伊部認定こども園（備前市伊部1808番地1）

（注）「伊部認定こども園」は平成31年4月1日付け設置予定名称

日 程：平成30年12月19日から31年3月25日まで

## 第7 監査の結果

吉永地域幼保一体型施設整備工事、伊部地区幼保一体型施設整備工事とも、施工においては、おおむね適正であった。

なお、指摘事項等については、別に、以下の「個別事項」において示す。

### 1 工事の概要等

備前市では、急速な少子化の進行による社会問題を抱える中、22年9月に幼保一体施設整備中間計画が策定され、老朽化等に伴う施設整備も合わせ、市内全域で幼保施設整備に取り組むこととした。

そして、同年4月に伊里認定こども園、25年4月に片上認定こども園、26年4月に三石認定こども園が開園し、これに引き続き、吉永地域、伊部地区における幼児教育の拠点施設として、吉永、伊部両認定こども園を整備したものである。

#### (1) 吉永地域幼保一体型施設整備工事

##### ① 契約期間

平成28年3月17日から29年1月31日まで

##### ② 事業費

契約金額 559,440,000円（平成28年3月17日契約）

587,723,040円（平成28年9月30日変更）※請負代金及び工期の変更

##### ③ 入札方式

条件付一般競争入札（4共同企業体参加） 落札率 91.782%

##### ④ 工事に関連するその他の契約の状況

設 計 契約金額 27,460,900円（平成27年3月 6日契約）

27,460,900円（平成27年3月26日変更）※完了期間の変更

27,460,900円（平成27年9月28日変更）※完了期間の変更

施工監理契約金額 11,880,000円（平成28年3月22日契約）

11,880,000円（平成28年9月28日変更）※完了期間の変更

##### ⑤ 工事の概要

園舎新築工事

鉄骨造1部鉄筋コンクリート造平屋建1部2階建

本棟1,841.94㎡ 駐輪場6.13㎡ 通路屋根6.57㎡

##### ⑥ 所 管 課 設計業務 幼児教育課

整備工事 幼児教育課



(2) 伊部地区幼保一体型施設整備工事

① 契約期間

平成29年9月28日から31年3月31日まで

② 事業費

契約金額 711,504,000円（平成29年9月28日契約）

773,820,000円（平成30年9月28日変更）※請負代金の変更

③ 入札方式

条件付一般競争入札（2共同企業体参加） 落札率 89.285%

④ 工事に関連するその他の契約の状況

設計 契約金額 11,880,000円（平成28年 3月 1日契約）

11,880,000円（平成28年 3月22日変更）※完了期間の変更

13,482,720円（平成28年12月20日変更）※請負代金及び完

了期間の変更

施工監理契約金額 19,440,000円（平成29年9月29日契約）

⑤ 工事の概要

園舎新築工事

鉄骨造平屋一部2階建

本棟2054.67㎡ 屋外倉庫27.00㎡ 駐輪場8.88㎡

外構整備工事 駐車場整備、園庭整備外

解体工事 殿土井保育園、伊部幼稚園

仮設園舎リース

⑥ 所 管 課 設計業務 幼児教育課

整備工事 幼児教育課（平成29年度）

教育振興課（平成30年度）

【吉永認定こども園】



【伊部認定こども園】（注）「伊部認定こども園」は31年4月1日付け設置予定名称



## 2 個別事項

### (1) 指摘事項（その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの）

#### ① 施設整備設計業務委託契約において、誤りがあってもかかわらず検査を合格としているなど、適正を欠いていると認められるもの

備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号）によると、市は、請負人又は供給人から完工届又は納品書の提出を受けたときは、検査を実施し、検査に合格した場合には検査報告書等に基づき支払うことができるとされている。

##### ア 吉永地域幼保一体型施設整備工事

幼児教育課は、平成26年度に、吉永地域幼保一体型施設整備設計業務委託契約を契約額27,460,900円で締結している。当業務に係る検査については、27年12月28日に実施し、履行が適正であったことから、検査報告書を作成した後、同額を支払っていた。

そして、28年1月に、当該設計図書をもとに、施設整備工事に係る入札の告示をしたところ、入札参加者から、トイレブース及び鉄筋工（建物圧接）の数量が設計書に計上されていないなどの指摘を受けていた。

しかし、幼児教育課は、これらが不足したまま入札を実施し、施工期間中に増額の変更契約を行っていた。

##### イ 伊部地区幼保一体型施設整備工事

幼児教育課は、27年度に、伊部地区幼保一体型施設整備設計業務委託契約を契約額11,880,000円で締結し、その後、契約内容に変更が生じたことから1,602,720円増額の変更契約を締結している。当業務に係る検査については、29年3月9日に実施し、履行が適正であったことから、検査報告書を作成した後、13,482,720円（変更後）を支払っていた。

そして、29年8月に、当該設計図書をもとに、施設整備工事に係る入札の告示をしたところ、入札参加者から、園庭整備や駐輪場整備などの数量が設計書に計上されていないなどの指摘を受けていた。さらに、耐火塗装41㎡、壁及び天井1式、流し台3か所などの数量も設計書に計上されていなかった。

しかし、幼児教育課は、これらが不足したまま入札を実施し、翌年度、所管課となった教育振興課が施工期間中に増額の変更契約を行っていた。

このように、吉永地域、伊部地区の両幼保一体型施設整備設計業務委託契約において、数量が正しく計上されていないなどの誤りがあってもかかわらず、いずれについても、検査に合格したとして契約額を支払っていたことなどは、適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

(2) 意見（要望事項）（その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの）

① 議決を要する契約において、法令等を遵守し、かつ、適切な工事の進捗が図られるよう、事務を改善する必要があると認められるもの

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号によると、普通地方公共団体の議会は、その種類及び金額について、政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することについて、議決しなければならないとされている。そして、市では、備前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年備前市条例第60号)において、予定価格が1億5000万円以上の工事又は製造の請負の契約を行うときは、議会の議決に付さなければならないとしている。

また、議決を経て締結した契約の内容を変更しようとするときは、再び議決を経なければならないとされている。

一方で、法第180条においては、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したものについては、普通地方公共団体の長において、専決処分できるとされている。

吉永地域幼保一体型施設整備工事について、幼児教育課は、平成28年3月17日に当初契約の議決を経て、契約を締結している。その後、当初予定していなかったカルシウムの処分が発生したとして、28年4月に、市長までの決裁を受け、請負業者に対して追加工事を指示し、これに着手させていた。しかし、当該追加工事等を含む変更契約に係る議決を経たのは28年9月30日であった。

また、伊部地区幼保一体型施設整備工事についても、幼児教育課は、同様に、議決を経る前に追加工事に着手させていた。

このように、両契約とも、議決の前に工事に着手させていたことは、一時的に法に反していたこととなり、仮に、議決が得られなかった場合には、その経費の支出も認められないものであった。

したがって、法令等を遵守し、かつ、適切な工事の進捗を図る必要もあることから、議決を必要とする工事請負契約の変更契約については、法第180条に基づく、軽易な事項についての専決処分ができるよう議決を得ておくなど、改善する必要があると認められる。

## 第8 意見

この度の両工事の監査の中で、監査の結果で述べたことのほか、今後の工事又は業務の参考とすべき事項について、以下のとおり示す。

・監査の結果でも述べたとおり、両工事とも、数量が設計書に計上されていないものがあり、追加された工事費があった。積算数量は、設計事務所の拾い出した数量表に基づくことが多いが、今回は、市においても検査が不十分で、見落としがあったためである。

積算数量の拾い出し方とその妥当性、単価設定の妥当性が検証でき、チェックできる仕組みを構築することが、今後の課題である。

・吉永地域幼保一体型施設整備工事においては、園舎北側の裏庭が、フェンスで取り囲まれ、出入口も設けられていない状況となっていたり、太陽光パネルを設置した屋根について、太陽光パネルの定期的なメンテナンスが必要となるにもかかわらず、設置屋根への梯子や、設置屋根に安全柵などの設備が設けられていなかったりしており、細かな部分で配慮が欠けている状態が見受けられた。

このような点に関しては、こども園の職員など、使用又は維持管理をすることとなるユーザーの意見を聴くなどして対応を継続していくことが、しゅん功後においても、施設を有効に活用する上で重要である。



(左) 施設裏側フェンス  
エアコンの室外機や、植栽があるが、水やりやメンテナンスなどのための出入口が設けられていなかった。



(右) 太陽光パネル設置屋根へのアクセス  
設置場所は屋根の上であるが、梯子等は設けられていなかった。

・両工事において、外壁にタイルが使用されているが、長期的に見た場合、将来のタイル壁の剥離対策を検討しておく必要がある。特に、園児や施設利用者が接近できる部位については、定期的な検査やメンテナンス計画を策定し、維持管理を行う必要がある。

- ・設備については、両工事とも、請負業者に選定させていたが、施設の主要な設備の選定に関しては、一定の品質の確保が必要なものについて、単に価格だけの選定や、請負業者任せの選定とならないよう、基準を設けた仕様とし、市が指導できる体制としておくことが望ましい。

